

こども・若者からの意見聴取について

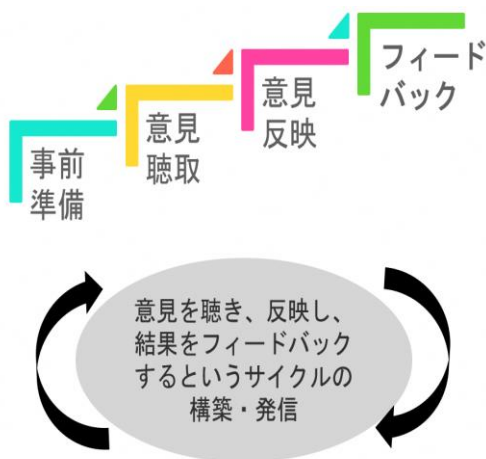
1. こども基本法等に定められたこども・若者からの意見聴取について

(経過)

令和5年4月に施行されたこども基本法第11条において、国や地方公共団体がこども施策を策定、実施、評価するとき、こども・若者、子育て当事者等の意見を反映するために必要な措置を講ずる旨が義務付けられました。

また、令和5年12月に閣議決定されたこども大綱においても、こども施策を推進するために必要な事項として、「こども・若者の社会参画・意見反映」を据えており、こども・若者とともに社会をつくるという認識の下で、意見表明の機会づくりや意見形成支援を行い、実効性のある社会参画・意見反映を進めていく必要があるとされています。

(意見聴取から政策への反映までの考え方)



事前準備

↳こども・若者にわかりやすく、かつ意見を言いやすいテーマを設定。事前の情報提供や学習機会を確保。

意見聴取

↳様々な手法や機会を組み合わせることで聴取。聴く側の姿勢や体制を整備し、こどもが安心・安全に意見表明できる環境を確保。

意見反映

↳こども・若者の意見聴取を政策決定プロセスに組み込み、聴いた意見を重要な情報として扱い、正当に考慮。こどもの最善の利益を実現する観点で検討・判断。

フィードバック

↳意見がどのように扱われ、どのような結果となったのかを分かりやすく伝えるとともに、そのプロセスを社会全体に発信。

(意見聴取の方法)

こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン(案)においては、意見聴取の方法として、以下のような方法を例示しています。

- 直接会って意見を聴く
- オンライン会議システムを活用し、パソコンやスマートフォン越しに意見を聴く
- Web や紙によるアンケート
- SNS を活用したチャット
- 電話
- 手紙や意見箱

2. 本市におけるこども計画策定にあたっての意見聴取のイメージ

(対象)

枚方市内に在住・在学・在職する

こども・若者、子育て当事者、こどもに関する関係機関

※できる限り幅広く聴き取ることが心掛け、声をあげにくいこども・若者からも意見を聴くよう努めます。

(内容)

計画(素案)の前段階にあたる「中間整理(案)」について、

こどもの年齢や発達に応じて、読みやすく理解しやすい「やさしい版」を作成するとともに、できる限り回答しやすいような質問項目を設定したうえで、ご意見をいただきます。

(方法)

- タブレットなどを活用した小・中学生へのアンケート
- 若者や子育て当事者を対象とした意見募集
- こども・若者の生活の場や活動の場へ出向いた対面によるヒアリング など

(スケジュール)

令和6年4月～	意見聴取に向けた事前準備
令和6年9月～10月	こども・若者等からの意見聴取
令和6年11月	教育子育て委員協議会【市議会】にこども計画(素案)を報告